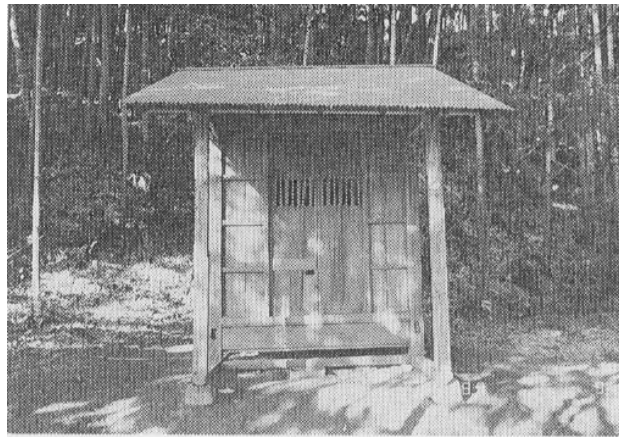


邦胤

『千葉大系図』によると、胤富には、一男一女があり、嫡男の邦胤は弘治三年（一五五七）三月二十一日生まれで、母は海上山守の女であった。元龜二年（一五七二）十一月、本佐倉の妙見宮で元服の式をあげている。本来ならば、千葉の妙見宮で行うべきところ、里見軍の小弓城攻撃にさまたげられ、やむを得ず本

佐倉において執り行われた次第である。邦胤は北条氏政の女で、氏直には姉にあたる女性をめぐっており、後北条氏との祝言は、天正五年（一五七七）閏七月かと推定されているが、詳細は不明となっている。天象七年（一五七九）五月、胤富が没すると邦胤は二三歳で千葉介になっている。

邦胤の主な動向をみると、天正七年十月に白鳳仏を本尊とする古刹竜角寺に修理料所を安堵している。「竜角寺大縁起」によれば、本寺は、天正八年（一五八〇）正月十八日に火災により焼失していることが知られる。すなわち「一、竜女建立より以来、天正八年辰の正月十八日夜亥刻に、廻録三度に及ぶ、衆徒力及ばず造営の思い絶たる処、爰に千葉介平朝邦胤、大旦那と為り」とあり、再興に努めている。また同年四月には香取郡矢作郷の条規を定め、十二月には上総国武射郡坂田城主井田胤徳に対して、方二寸、三重郭、印文「竜」の印判状



4-19図 本佐倉の妙見神社

を發し、領内での鉄砲の停止を命じている。天正十七年（一五八九）十月十三日の掟書によれば、「鉄砲を以て鳥射の事、尤も停止すべく候」とあり、火薬浪費の禁止を目的としたものであると推定されている。

天正十年（一五八二）二月二十八日、原豊前守胤長の所領印西外郷を「守護不入之事、免許に及ぶ所也」として、守護の不入を認め、同年五月十四日には、香取郡大崎城の国分兵部大輔が、逆心をはさんだので、干戈を動かし、その力をもって国分より取り返した領分のうち、香取郡木内庄小見郷の田畠を軍功のあった原若狭守に対してあたえている。天正十三年（一五八五）正月十九日には、原大炊助、安藤備中守、石毛金右衛門尉の三名に宛てて軍備に冠する条

規を発している。同年五月七日、邦胤は怨恨により殺された。本土寺に伝わる「大過去帳」の七日の項に、次の如く記されている。

一 歟田孫五郎狂乱シテ御額ヲキリツケ

天正十三乙酉

七日 千葉介邦胤

五月 廿九歳

逝去アル也

一 歟田孫五郎によつて切りつけられ、それがもとで没したことが知られる。『千葉伝考記』や『千葉実録』にも、その無残な死が伝えられている。参考までに『千葉実録』より引用してみよう。

さる程に、天正十三年正月、邦胤の御前に於て原大内蔵丞胤安、牛尾左京亮胤道、金親兵庫政能、上総国土気の城主酒井伯耆守、下総小金の城主高城胤辰原の家臣なり御寿の規式相整ひ、配膳の刻、扈徒桑田万五郎といふもの、御前に於て無調法の過失三度に及ぶ。よつて、大守御叱り有りしに、万五郎返答ありしか場、大守甚だお怒り有り。扇を以て打ち給ひ、既に御手討とも見えし故に、在り合う人々漸く御止め申し上げて、万五郎に厳しく籠居仰せ付けられる。其の後、御詫び申し上げ、御肴免有りて、御奉公に召し出されける所、此の者、大胆無敵にして、野心を挟み、五月朔の夜、邦胤の寢殿に忍び入りて二刀刺す。邦胤は忽ち絶え入り給ふ。

とあり、其の後、万五郎は、上総の生実から菊間へのがれ、草刈村にて捕えられている。後、佐倉に引かれて処刑されたが、一方の邦胤は、さまざまな医療の施しを受けたが、遂にが五月五日その甲斐なく卒したことが記されており、「大過去帳」とは二日程のずれがある。また、『千葉伝考記』は、天正十六年（一五八八）のこととして、歟田万五郎が配膳をつとめる中で、放屁すること両度に及んだので、邦胤が激怒したと記されている。刺殺はこれをうらんでの仕業で、七月四日に行われている。このように両書には年月の異動があり、問題がのこるが、ここでは、「大過去帳」の記載によるべきであろうことを、海隣寺墓地にある五輪塔の土輪と宝篋印塔の基礎の銘文が証明してくれる。

(五輪塔)

(宝篋印塔)

右奉刻立趣者

右奉造

為法阿弥陀仏

為法阿弥陀仏

阿弥陀仏
(蓮座)

仏
(蓮座)

往西 也

仍普 樂

乃至法界平施照益

干時天正十三年乙酉

干時天正十三年乙酉

五月七日大施主敬白

五月七日大施主敬白

とある。『千学集抄』所収「千葉御家御代々の事」の邦胤の項に「邦胤常琳と称す。御捐館は年二十九、法諡法阿弥陀仏。実に天正十三年乙酉五月七日也。(後略)」とあるのが、正しいことになる。